

日本色彩教育研究会会則

- 第1条（名称） 本会は、日本色彩教育研究会と称し、英語名称を Japan Association of Color Education（略称 JACE）とする。
- 第2条（事務所） 本会は、事務局を一般財団法人日本色彩研究所（埼玉県さいたま市岩槻区上野4-6-23）内に置く。
- 第3条（目的） 本会は、広く色彩教育に関する研究を振興し、その普及・発展を図ることを目的とする。
- 第4条（事業） 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 色彩教育に関する研究・成果の公表及び研究の助成
 - (2) 研修会、講演会、研究発表会などの開催
 - (3) 機関紙「色彩教育」、ニュース「カラーサークル」等の発行
 - (4) 内外の関連学術団体との交流
 - (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業
- 第5条（会員及び総会） 本会の会員は、次の4種とする。
- (1) 正会員は、本会の目的に賛同して入会申込書を提出し、理事会の承認を得た者とする。
 - (2) 名誉会員は、本会に功労のあった者を理事会の議を経て決める。会費は不要とする。名誉会員の選任に関する規程は別に定める。
 - (3) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助するため、賛助会費一口以上を納める者または法人とする。
 - (4) 準会員（学生・院生会員）は、本会の目的に賛同し、入会申込書を学生証の写し、もしくは在学証明書を添えて提出し、理事会の承認を得た者とする。
 - (5) 購読会員は、本会の目的に賛同して購読会員申込書を提出し、理事会の承認を得たものとする。
- 2 会員総会を毎事業年度1回開催する。
- 第6条（役員の種類、定数及び任期） 本会に次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上 25名以内。内1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事、及び第9条に定める支部代表理事若干名とする。
 - (2) 監事 2名
 - (3) 役員の任期は3年とする。ただし重任は妨げないものとする。欠員補充によって就任した役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 第7条（役員の選任、職務等） 役員の選任及び職務は次のとおりとする。
- (1) 理事は、総会員の推薦を含めて理事会案を提案し、総会の承認を得るものとする。
 - (2) 会長、副会長及び常務理事は理事のなかから互選により選任する。
 - (3) 会長は本会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。常務理事は事務を総括する。
 - (4) 監事は、理事会において選任し、本会の事業および会計の監査に当たる。
- 第8条（理事会） 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 理事会は会長が招集し、議長となる。
 - 3 通常理事会は、年2回開催し、研究、事業、予算、決算の報告並びに決議、役員の選出、会則の改正、その他必要事項の決議を行う。
 - 4 臨時理事会は、理事の請求があったとき、もしくは会長の発議によって、会長が開催を決定する。臨時理事会は、電子媒体による投票等に代えることができる。
 - 5 決議は理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 第9条（支部） 必要な地区に支部を置くことができる。
- 2 支部設立に当たっては次の条件を満たしていることとする。
 - (1) 当該地区在住の会員10名以上の賛同が得られていること。
 - (2) 地域に根ざした色彩教育の実践の研究発表等、及び研修会を定期開催（年1回以上）するための運営母体として組織されていること。
 - 3 支部には支部長1名を置く。支部長は、支部所属の会員のうちから選出し、理事会の承認を経て支部代表理事とする。支部長は

支部を代表する。

第10条（事務局） 本会に、その事務を処理するために事務局を置き常務理事を事務局長とする。

第11条（事業年度） 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条（会則の変更） この会則は理事会の議を経て、総会の決議によって変更することができる。

附則

1 入会手続き

入会を希望する者は所定の入会申込書に年会費を添えて申し込むものとする。

2 退会は次の3項によって理事会で審議し決定する。

- a.会費を2年間滞納した者
- b.会の名誉を毀損した者
- c.退会を申し出た者

3 会費

正会員の年会費は、5,000円とする。

準会員の年会費は、1,000円とする。

賛助会員の年会費は一口1万円とする。

購読会員の年会費は5,000円とする。

平成17年7月一部改正

平成23年8月一部改正

平成23年9月一部改正

平成24年3月31日一部変更（改正）

平成24年4月1日施行

平成24年5月27日一部改正

平成29年6月18日一部改正

令和元年5月11日一部改正